

労働組合によるビラの配布・ブログ掲載等の違法性判断

本号掲載のあんしん財団事件は、一般財団法人あんしん財団（以下、「本件財団」という。）の原告理事長及び原告労務部長が、被告東京管理職ユニオン（以下、「被告組合」という。）及び被告執行委員長に対し、原告理事長に関する虚偽の事実や似顔絵を掲載したビラ（以下、「本件ビラ」という。）を配布して街宣活動（以下、「本件（各）街宣活動」という。）を行ったこと等により原告理事長の名誉権、肖像権及び私生活上の平穩を侵害し、また原告労務部長の容ぼうを撮影した動画等を被告組合のブログに掲載したことにより原告労務部長の肖像権を侵害したと主張して、不法行為に基づき慰謝料等の連帯支払を求めた事案である。本判決は、原告理事長の名誉権、肖像権、私生活上の平穩に対する侵害を認め、被告組合らに対し合計88万円及び遅延損害金の支払を命じた。

本判決は、労働組合によるビラの配布・ブログ掲載等の多岐にわたる表現活動に関し、複数の最高裁判例を参照しつつ、事実関係を整理して不法行為の成否を検討しており、名誉毀損等に関する最高裁の考え方を整理して理解するのに有用な事案の判決と思われる。

本判決は、本件各ビラが、原告理事長が退職強要を目的として本件財団の職員に対して平成27年4月1日付けで行った転居を伴う異動命令（以下、「本件異動命令」という。）を独断で強行したとの事実を摘示するとともに、この事実を前提として本件異動命令が本件財団の職員に対するパワハラであるとの意見ないし論評を述べたものであるとし、また本件各街宣活動も、本件ビラと同様の意味内容であり、さらに財団本部前の街宣活動について原告理事長が本件財団の職員から原告理事長自身のパワハラを理由として訴訟を提起され敗訴判決を受けた事実の摘示も含まれているとして、これらが原告理事長の社会的評価を低下させたことは明らかであり、名誉毀損に当たるとした。

真実性・相当性の抗弁に関し、原告理事長が退職強要を目的として本件異動命令を独断で強

行した旨の事実摘示については、原告理事長の関与の程度を検討し、前記事実が真実でないことは明らかであるとしたうえで、真実と信じるのが相当であることを基礎付ける事情の存在も否定した。本件異動命令がパワハラであるとの意見ないし論評については、少なくとも前記事実の重要な部分が真実でなく、真実と信ずるについて相当な理由もないなどとして、真実性・相当性の抗弁の成立を否定している。財団本部前の街宣活動についても、同様に抗弁の成立を否定している。これらが組合活動として行われた点についても、組合活動として社会通念上許容される範囲のものではなく、名誉毀損としての違法性は阻却されないと判断している。

本件財団の広報誌に掲載された原告理事長の本件似顔絵は、相当程度の精度で原告理事長の容ぼうを再現したもので、パワハラをした人物として原告理事長を強く印象付ける重要な要素となっており、原告理事長に対する肖像権侵害を認めた。他方、原告労務部長の容ぼうを撮影した動画等を被告組合のブログに掲載したことは、いずれも社会生活上受忍の限度を超えるとまではいえないとして、肖像権侵害を否定している。

原告理事長自宅の最寄り駅でなされた本件街宣活動については、最寄り駅付近で行う必要性・相当性があるのかは疑わしいなどとして、原告理事長の私生活上の平穩を具体的に侵害するものと判断している。

本事件の背景には、本件財団が行った配転命令の一部を違法と判断したあんしん財団事件東京地裁判決（平30.2.26労判1177.29）があるが、この本件財団による行為を本事案の原告理事長の行為と同視することはできない。なお、同事件東京高裁判決（平31.3.14労判1205.28）は本件財団の配転命令等の違法性を否定して、原判決中の本件財団敗訴部分を取り消し、上告棄却・上告受理申立不受理により同控訴審判決は確定している（労判1220.133）。

（弁護士・藤田 進太郎）